競争参加者の資格に関する公示

「馬毛島（Ｒ４）構内配電線路等工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示する。

令和４年９月 30 日

支出負担行為担当官
熊本防衛支局長　小森　達也

１　工 事 名　馬毛島（Ｒ４）構内配電線路等工事

２　工事場所　工事に必要な部材製作等は、鹿児島県西之表市馬毛島の島外で実施。工事は、環境影響評価書の公告後に鹿児島県西之表市馬毛島の島内において実施。

３　工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

・構内配電線路工事（約 14 ㎞）　一式
・局舎Ｂ新設（鉄筋コンクリート造平屋建て　延べ面積約 370㎡）に係る
　【電気】電灯、動力、雷保護、受変電、発電、防災、構内配電線路設備等電気設備工事　一式
　【通信】構内情報、構内交換、時刻表示、拡声、映像・音響、防犯・入退室管理、監視カメラ設備、航空保安無線施設等通信工事　一式
・鉄塔Ａ新設（鉄骨造　高さ約 30m）に係る
　【電気】動力、雷保護、電気設備工事　一式
・局舎Ｃ新設（鉄筋コンクリート造平屋建て　延べ面積約 370㎡）に係る
　【電気】電灯、動力、雷保護、受変電、発電、防災、構内配電線路設備等電気設備工事　一式
　【通信】構内情報、構内交換、時刻表示、拡声、映像・音響、防犯・入退室管理、監視カメラ設備、航空保安無線施設等通信工事　一式
・鉄塔Ｂ新設（鉄骨造　高さ約 40m）に係る
　【電気】動力、雷保護等電気設備工事　一式
・局舎Ｅ新設（鉄筋コンクリート造２階建て　延べ面積約 380㎡）に係る
　【電気】電灯、動力、雷保護、受変電、防災等電気設備工事　一式
　【通信】構内情報、構内交換、時刻表示、拡声、映像・音響、防犯・入退室管理、監視カメラ設備、構内線路工事等通信工事　一式
・鉄塔Ｃ新設（鉄骨造　高さ約 20m）に係る
　【電気】動力、雷保護等電気設備工事　一式
・局舎Ｆ新設（鉄筋コンクリート造平屋建て　延べ面積約 240㎡）に係る

【電気】電灯、動力、雷保護、受変電等電気設備工事　一式
【通信】構内情報、構内交換、時刻表示、拡声、映像・音響、防犯・入退室管理、監視カメラ設備、構内線路工事等通信工事　一式
・局舎G新設（鉄筋コンクリート造３階建て　延べ面積約480m2）に係る
【電気】電灯、動力、雷保護、受変電、防災等電気設備工事　一式
【通信】構内情報、構内交換、時刻表示、拡声、映像・音響、防犯・入退室管理、監視カメラ設備、構内線路工事等通信工事　一式
・汚水処理場管理棟新設（鉄筋コンクリート造平屋建て　延べ面積約170m2）に係る
【電気】電灯、動力、受変電、構内配電線路設備等電気設備工事　一式
【通信】構内情報、構内交換、時刻表示、テレビ共同受信、拡声、映像・音響、防犯・入退室管理等通信工事　一式
・ポンプ室新設（鉄筋コンクリート造平屋建て　延べ面積約260m2）に係る
【電気】電灯、動力、雷保護、受変電、構内配電線路設備等電気設備工事　一式
【通信】構内情報、構内交換、拡声、映像・音響、防犯・入退室管理設備等通信工事　一式
・連れ越し費　一式

４　工期　契約締結日の翌日から令和６年６月30日まで
（ただし汚水処理場管理棟及びポンプ室については令和５年９月30日まで、局舎Ｂ、局舎Ｃ、局舎Ｅ、局舎Ｆ、局舎Ｇ、鉄塔Ａ、鉄塔Ｂ及び鉄塔Ｃについては令和６年２月29日まで）

５　競争参加資格審査申請書の交付
(1) 交付期間　令和４年９月30日から同年12月13日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く）。ただし、最終日は正午まで。
(2) 交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
https://www.dfeg.mod.go.jp/
(3) 交付方法　全て、電子データで交付を行う。
文 書 類：PDF
申請書類：Word 、Excel
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。
(4) 使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。
(5) その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。詳細については、「入札公告（建設工事）」（令和４年９月30日付支出負担行為担当官熊本防衛支局長）（以下「入札公告」という。）４(2)オによる。
(6) 担当部局

〒862－0901
熊本県熊本市東区東町１－１－11
熊本防衛支局　総務課　契約室
TEL　096－368－2174
FAX　096－368－0512
メールアドレス　ks-km-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp
電子メールの１送信の上限が８MB 程度であるため、８MB を超える場合は、電子メールを分割すること。）

(7) その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出

(1) 提出期間　令和４年９月 30 日から同年 10 月 25 日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

(2) 提出場所　上記５(6)に同じ。

(3) 提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参、郵送（書留、その他配達状況が記録されるものに限る。）、又は託送（配達状況が記録されるものに限る。）若しくは電子メールにより提出する。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）で令和３・４年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　下記７(2)の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の入札公告に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

(4) その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7　特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。

ア　防衛省における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「 電気工事 」で級別の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　防衛省競争参加資格の「 電気工事 」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が 1,100 点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は 780 点以上であること。

ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、熊本防衛支

局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）と本工事の申請者は資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　代表者は、同種工事として平成19年４月１日以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事のうち、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したもので、亘長1,000m以上／件の地中配電線路工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。工事成績の評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。また、入札公告日までに引き渡しが完了する予定であった同種工事が、新型コロナウィルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、経験として認める。

イ　代表者以外の構成員は、同種工事として平成19年４月１日以降入札公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事のうち、地中配電線路工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。工事成績の評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。また、入札公告日までに引き渡しが完了する予定であった同種工事が、新型コロナウィルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、経験として認める。

ウ　「 電気工事 」について建設業法の許可を有しての営業年数が５年以上であること。

エ　監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、「　電気工事　」に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

８　上記７(1)アに掲げる競争参加資格の級別を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

９　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「馬毛島（Ｒ４）構内配電線路等工事〇〇建設・〇〇建設・〇〇建設建設共同企業体」とする。

(2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の入札公告に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。